内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該産業集積事業又は建築物整備事業」に、「当該事業」を「これらの事業」に、「（同項」を「（次項」に、「当該減価償却資産」を「当該特定機械装置等」に改め、「特別償却限度額」の下に「（当該特定機械装置等の取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する金額をいう。）」を加え、同項の表を削り、同条第二項中「前項の表の各号の第一欄に掲げる」を「東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体の指定を受けた」に、「、当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業」を「、当該認定地方公共団体の作成した当該指定に係る認定復興推進計画に定められた特定復興産業集積区域内において産業集積事業若しくは建築物整備事業」に、「当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産」を「特定機械装置等」に、「又は当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業」を「又は当該特定復興産業集積区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業」に、「区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の第三欄に掲げる事業」を「特定復興産業集積区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該産業集積事業又は建築物整備事業」に、「当該減価償却資産」を「当該特定機械装置等」に、「同項」を「前項」に、「当該事業」を「これらの事業」に、「に税額控除率を乗じて計算した」を「の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八に相当する」に、「第四項第三号」を「第四項」に改め、同条第四項を次のように改める。

４　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度（同日前四年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「四年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による連結確定申告書の提出（四年以内事業年度にあっては、確定申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は四年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額（四年以内事業年度における第十七条の二第二項に規定する税額控除限度額（以下この項において「単体税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（単体税額控除限度額については、同条第二項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額（既に同条第三項の規定により四年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

第二十五条の二第五項中「で、同項の表の各号の第一欄に掲げるもの」を削り、「当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産等」を「特定機械装置等」に改め、同条第七項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」を「特定機械装置等」に改め、同条第八項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」を「特定機械装置等」に、「、第二項」を「、同項」に、「当該減価償却資産」を「当該特定機械装置等」に改め、同条第十項中「連結確定申告書に」の下に「第三項に規定する」を加え、「第四項第三号」を「第四項」に、「なる」を「なる同項に規定する」に改め、同条第十一項中「税務署長は、」の下に「第三項に規定する」を加え、「第四項第三号」を「第四項」に改め、同条第十三項中「及び地方法人税法」の下に「（平成二十六年法律第十一号）」を加え、同条第十五項中「、第六十八条の十第二項」及び「、第六十八条の十五の四第二項及び第三項」を削り、「第六十八条の十五の六の二第二項」の下に「、第六十八条の十五の七第四項から第六項まで」を加える。

第二十五条の二の二の見出し中「企業立地促進区域」を「企業立地促進区域等」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、次の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合には、当該事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項において「供用年度」という。）の当該減価償却資産の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該減価償却資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該減価償却資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額（建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五に相当する金額）をいう。）との合計額とする。

法人	期間	区域	事業	資産
一　福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者に該当する連結法人	同法第十九条第一項に規定する提出企業立地促進計画（以下この号において「提出企業立地促進計画」という。）に定められた同法第十八条第四項の規定による当該提出企業立地促進計画のあった日から同日又は当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この号において同じ。）に該当することとなった日のいずれか遅い日以後七年を経過するまでの期間（当該期間内に当該企業立地促進区域の変更があった場合には、その変更があった日から政令で定める期間）	当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域	同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業	機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物
二　福島復興再生特別措置法第七十五条の二の規定により同法第七十四条第三項の指定を受けた連結法人	同法第七十五条第一項に規定する提出特定事業活動振興計画（以下この号において「提出特定事業活動振興計画」という。）の同法第七十四条第三項の規定による提出があった日から令和八年三月三十一日までの期間	福島県の区域	当該提出特定事業活動振興計画に定められた同条第一項に規定する特定事業活動	機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物その他の減価償却資産で政令で定めるもの
三　福島復興再生特別措置法第八十五条の二第四項に規定する認定事業者に該当する連結法人	同法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この号において「提出新産業創出等推進計画」という。）に定められた同条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域（以下この号において「新産業創出等推進事業促進区域」という。）の同法第八十四条第四項の規定による提出があった日から令和八年三月三十一日までの期間（当該期間内に当該提出新産業創出等推進計画に定められた同条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域の変更があった場合におけるその変更に係る区域については、政令で定める期間）	当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域	同条第一項に規定する新産業創出等推進事業	機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物その他の減価償却資産で政令で定めるもの